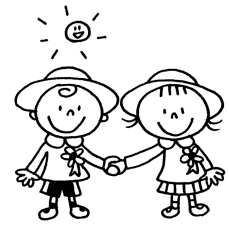


令和6年度 長久手市 保育園等入園案内



入園対象年齢

令和6年4月1日現在

クラス年齢	対象児（生年月日）の範囲
5歳児	平成30（2018）年4月2日～平成31年4月1日
4歳児	平成31（2019）年4月2日～令和2年4月1日
3歳児	令和2（2020）年4月2日～令和3年4月1日
2歳児	令和3（2021）年4月2日～令和4年4月1日
1歳児	令和4（2022）年4月2日～令和5年4月1日
0歳児	令和5（2023）年4月2日～（※）

0歳児クラスは生後6か月経過後の翌月1日から入園できます。なお、産休あけ保育実施園は生後57日から（令和6年4月1日の入園を希望される場合は、分娩予定日が令和6年2月4日までの方が対象）入園できます。

〈産休あけ保育実施園〉

- ・アインながくて保育園
- ・こどものまち保育室ながくて
- ・はな保育室はなみずき通
- ・はな保育室としゃかん通

【当初申込み】

令和6年4月から9月までに入園を希望される方の入園手続きについて 3ページ

受付期間 令和5年9月25日（月）～10月20日（金）

上記受付期間内に申込みされた方を優先して入園調整を行います。期日厳守でお申込みください。受付期間を過ぎて申込みされる場合は、随時申込みとなります。

【随時申込み】

当初申込期間を過ぎて申込みされる方の入園手続きについて

令和6年10月以降に入園を希望される方

7ページ

随時、受付をします（受付締切日はありません）。入園希望月の3か月前から入園調整を行います。

よくあるご質問

19ページ

目次

- はじめに～保育園・地域型保育施設の利用にあたって～ 1
- 当初申込みについて 3
- 転園調整について 6
- 随時申込みについて 7
- 児童の健康・成長に関わる配慮事項について 8
- 休園日・休日保育事業について 9
- 保育料等について 9
- 入園申込みに関する注意事項について 10

資料編

- 長久手市保育所入所選考基準指数表 11
- 長久手市内保育所等一覧 12
- 利用者負担額（保育料）基準額表 14
- 申込書等記入例 16
- よくあるご質問 19

別冊「施設案内」

- 市内保育園・地域型保育施設案内 1
- 長久手市の保育サービスの紹介 15

【問合せ先】長久手市子ども部子ども未来課保育係

〒480-1196 長久手市岩作城の内 60 番地 1 電話 0561-56-0615

〈令和 8 年度末長湫東保育園の閉園について〉

建物の老朽化により、長湫東保育園を令和 9 年 3 月 31 日に閉園します。

令和 6 年度は 2 歳児クラスの受入れを停止するため、**令和 6 年度 1・2 歳児クラスの児童は、長湫東保育園への入園はできません。**なお、令和 6 年度に長湫東保育園に在園する 3～5 歳児クラスの児童は、入所要件に変更がなければ卒園まで保育園に在園することができます。

○長湫東保育園の閉園

令和 5 年 4 月より 1 歳児クラスの受入れ停止

令和 6 年 4 月より 2 歳児クラスの受入れ停止

令和 7 年 4 月より 3 歳児クラスの受入れ停止

令和 8 年 4 月より 4 歳児クラスの受入れ停止 令和 9 年 3 月 31 日をもって長湫東保育園を閉園

○民間保育施設の誘致

令和 6 年 4 月に民間保育所を 2 園（(仮称) ところ北保育園・(仮称) ALL4KIDS ナーサリースクール長久手）認可・開園予定です。

〈令和 6 年 4 月以降の土曜保育実施箇所の変更について〉

色金保育園は上郷保育園の利用、長湫東保育園は長湫北保育園の利用に変更になります。

〈令和 6 年 4 月以降の市が洞保育園について〉 ※工事による休園はありません

市が洞保育園は、現在指定管理者が運営しておりますが、令和 6 年度末に指定管理期間が終わることから、令和 7 年度から運営事業者が変わる可能性があります。

また、それに伴い、令和 6 年度中に施設の大規模改修工事を行います。詳細は、別添「市が洞保育園の運営事業者の公募について」を御確認ください。

1 はじめに ～保育園・地域型保育施設の利用にあたって～

1 教育・保育給付認定

保育園等を利用する場合、市が利用者の費用の一部を給付費として負担し、事業者に支払います。そのため、利用を希望する方は、教育・保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。保育園等入園申込時に、支給認定申請書のご提出によって、同時に手続きを行います。

年齢	保育の必要性	認定区分		利用時間	利用先
満 3 歳 以上児	教育を希望される場合	1号認定	教育認定	教育標準時間	新制度移行幼稚園、 認定こども園(教育利用)
	「保育の必要な事由」 に該当し、保育を希望 される場合	2号認定	保育認定	保育短時間(※) (最長 8 時間)	保育園、 認定こども園(保育利用)
保育標準時間 (最長 11 時間)					
満 3 歳 未満児		3号認定	保育認定	保育短時間(※) (最長 8 時間)	保育園、 認定こども園(保育利用)、 地域型保育
				保育標準時間 (最長 11 時間)	

※保育短時間認定

保育園等に通園する児童で 8 時間未満の保育が必要で、各保育園の定める短時間の時間帯に登降園を行えるものに行う認定。短時間の時間帯に登降園ができない場合は標準時間認定となります。各保育園の定める短時間の時間帯は、別冊の「施設案内」を参照ください。

なお、保育の必要な事由が求職活動、育児休業の方は短時間認定となります。

2 入園できる要件（「保育の必要な事由」）

長久手市に住民票があり、その児童の保護者が下記の事情により、保育園における保育が必要な状態にあること（「保育の必要な事由」に該当すること）が保育園等に入園できる要件となります。保育園及び地域型保育施設の要件は同じです。

○「保育の必要な事由」の確認書類 ※児童の保護者（父、母等）それぞれの書類が必要です

保育の必要な事由	内容	証明書類
(1) 家庭外労働	月60時間以上の仕事をしている場合	就労証明書（雇用形態にかかわらず全員必要） 自営の方 →注意事項 イ・ウの書類も添付 正社員以外で、社会保険に加入（予定）の方 →注意事項 エ・オの書類も添付 派遣社員で、育児休業から仕事復帰する方 →注意事項 カの書類も添付
(2) 家庭内労働	月60時間以上の家事以外の仕事（自営・内職等）をしている場合 （0～2歳児クラスは、内職不可）	
(3) 母親の出産等	妊娠中又は出産後間がない場合 （出産予定月の前後2か月間）	母子手帳の写し （表紙及び分娩予定日の記載があるページ）
(4) 疾病等	病気、負傷もしくは精神、身体に障がい を有している場合	保育の必要性がわかる診断書（期間がわかるもの）、 身障手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し等
(5) 疾病等の介護	長期にわたり病気、障がいのある同居の 親族を介護している場合で、月60時間 以上居宅内又は居宅外でその方を介護 する場合	介護等が必要な方の診断書（期間がわかるもの）、 身障手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳等 の写し及び介護等のタイムスケジュール タイムスケジュールの様式は市ホームページから ダウンロード可（子ども未来課窓口でも配付）
(6) 災害	震災、風水害、火災その他の災害により、 その復旧にあっている場合	り災証明書
(7) 求職活動	仕事を探している場合 （利用開始日から3か月間）	雇用保険の失業給付受給中の証明書の写し等
(8) 就学	学校教育法に定める学校や職業訓練施設等 に通っている場合	在学証明書及びカリキュラム等
(9) 虐待・DV	虐待やDVの恐れがある場合	個別にご相談ください
(10)その他	上記のほか保育が必要と認められる場合	個別にご相談ください
	育児休業中に利用する場合 （3歳児クラス以上）	(1)家庭外労働と同様の書類を提出

※(3)、(4)、(5)、(7)の要件については、該当期間中の承諾となります。

※育児休業中の保育園への継続入園については、0～2歳児クラスは保育園への入園要件がなくなるため、退園となります。3歳児クラス以上については、集団保育の必要性などから、育児休業期間中も保育園へ継続して入園することができます。また、3歳児クラス以上で育児休業中の方は、新規申込みが可能です。

【注意事項】

ア 添付書類には、余白に児童の氏名、生年月日の記入をお願いします。

イ 自営業（中心者）の方は、最新の確定申告書（第一表・第二表）・青色申告承認申請書・開業届（令和5年開業の方に限ります。）のうちいずれか1つの写しを提出してください。

ウ 自営業（専従者）の方は、最新の確定申告書（第二表の専従者給与のわかる部分）・青色申告専従者給与に関する届出書のうちいずれか1つの写しを提出してください。

エ 正社員以外で、社会保険に加入の被保険者は、健康保険被保険者証の写し（コピーした保険証の記号・番号及び保険者番号はマスキング（黒ぬり等））を提出してください。

オ 正社員以外で、社会保険に加入予定の被保険者は、「社会保険加入予定」の旨が記載された事業所発行の証明（任意様式）（対象者氏名、社会保険加入予定日が明記されているもの）を提出してください。

カ 派遣社員で、育児休業から仕事復帰する方は、「入園決定後の派遣先についての証明書」（事業所発行）（様式は市ホームページからダウンロード可、子ども未来課窓口でも配付）を提出してください。

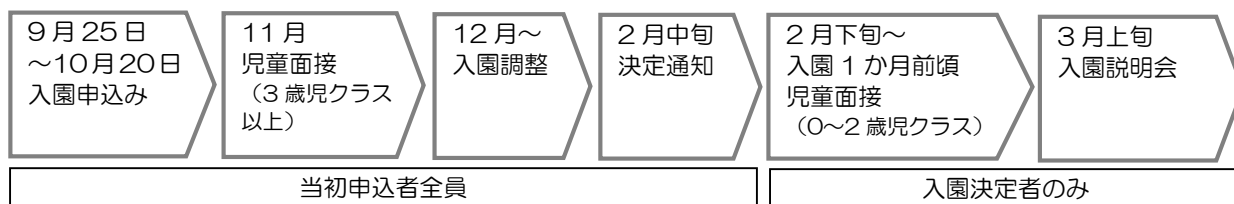
キ **提出書類に事実と相違があった場合、入園承諾後でも入園を取り消すことがあります。**

ク 就労状況（予定）確認のため、勤務先等へ確認することがあります。

2 当初申込みについて

1 申込受付期間

令和6年4月1日から令和6年9月30日までに入園を希望される方は、令和5年9月25日(月)から10月20日(金)までに申込みしてください。受付期間を過ぎて申込みされる場合は、随時申込みとなります。



2 申込方法

以下のいずれかの方法で申込書類を提出してください。

ただし、特別な配慮が必要な児童(障がい児保育を希望する児童)の申込みは、市役所子ども未来課窓口にて職員に申し出いただき、直接申込書類を提出してください。

①市役所窓口受付
平日 8:30～17:15
(土日祝日除く)

②-1 0～2歳児クラス
市役所子ども未来課窓口の専用ポストに申込書類を投函してください。

②-2 3歳児クラス以上
市役所子ども未来課窓口にて職員に直接申込書類を提出してください。
受付時に11月の児童面接の予約を行います。

②郵送受付

申込書類を郵送してください(締切日当日の消印有効)。

任意で簡易書留等をご利用ください。

なお、3歳児クラス以上は、11月の児童面接の予約を行うため、子ども未来課より追って保護者の方にご連絡をします。

〈あて先〉 〒480-1196 長久手市岩作城の内 60番地 1
長久手市役所 子ども部 子ども未来課 保育係



上記期間中の窓口相談・書類提出に関するお願い

上記受付期間中は、子ども未来課窓口の混雑が予想されます。

そのため、上記受付期間中の窓口での入園相談については、1件15分以内(目安)とさせていただきます(なお、窓口では申込書類の確認は行いません。)。お電話でのご相談もできますので、ご不明な点がある場合は、子ども未来課保育係(0561-56-0615)へお問い合わせください。

また、例年、上記受付期間最終週は書類の提出が集中します。書類が揃い次第、すみやかに御提出いただきますようお願いいたします。

3 申込書類

○全員提出 ※様式は市ホームページからもダウンロード可

提出書類		必要部数	備考
①	保育所入所申込書兼児童台帳	申込児童 で1部	16ページ以降の記入例をご確認ください
②	施設型給付費・地域型保育給付費 等支給認定申請書	//	
③	児童世帯状況調査票	申込世帯 で1部	
④	「保育の必要な事由」の確認書類	申込世帯 で1セット	児童の保護者(父、母等)それぞれの書類が必要です。 2ページをご確認ください
⑤	マイナンバー届出書	申込世帯 で1部	申込児童を含めた申込児童と生計をともにする世帯全員を記入してください。
⑥	番号(マイナンバー)確認書類	//	⑤に記載した世帯員の番号確認書類(※)の写しを提出してください。 ※⑤の書類の太枠内をご確認ください。
⑦	本人確認書類	//	⑤の申請者氏名欄に記載した方の本人確認書類(※)の写しを提出してください。 ※⑤の書類の太枠内をご確認ください。
⑧	保育園入園申込チェックシート	//	

○状況により提出が必要な書類

状況	提出書類	備考
長久手市に転入予定の方	賃貸借契約書又は建築契約書等の写し (契約者名、転入先住所、賃貸開始日又は引渡日の記載があるページ)	
申込児童が出生前の方	申込児童の母子手帳の写し (表紙及び分娩予定日の記載があるページ)	
離婚調停中の方	事件係属証明書の写し	
認可外保育施設利用者で、長久手市に住民票があり、長久手市の認可保育施設の入園できる要件を満たし、月60時間以上預けている方 (求職中、育児休業中の要件を除く)。	認可外通園証明書 様式は市ホームページからダウンロード可(子ども未来課窓口でも配付)	認可外保育施設通所助成金の対象となる場合があります。別冊「施設案内」をご覧ください。
障がい者(児)が同じ世帯にいる方 (申込児童も含む)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金証書等の写し	

4 児童面接

3歳児クラス以上の児童は、当初申込者全員、11月に各保育園で児童面接を行います。**児童の状況等を伺いますので、児童同伴でお越しください。**

面接時間については、申込書類受付時、又は、後日子ども未来課から保護者の方にご連絡をし、決定します。原則、第一希望の保育園が指定する日で面接を行います。ご予約の合わない方・新設園を第一希望にする方は、第二希望以降の保育園で行います。

なお、0～2歳児クラスの児童は、入園決定者のみ、4月入園者は2月下旬から3月上旬に、5月以降入園者は入園の約1か月前に入園する園で児童面接を行います。

	保育園名	面接日時	面接場所
3歳児クラス以上 (当初申込者全員)	①上郷保育園	11月8日(水)	午前9時～正午、 午後1時～4時の間 ひとり15分程度
	②色金保育園	11月8日(水)	
	③長湫東保育園	11月9日(木)	
	④長湫西保育園	11月8日(水)	
	⑤長湫北保育園	11月9日(木)	
	⑥長湫南保育園	11月8日(水)	
	⑦市が洞保育園	11月7日(火)	午前9時～正午の間 ひとり15分程度
	⑧アスクはなみずき保育園	11月10日(金)	
	⑨アートチャイルドケア長久手保育園	11月2日(木)	
	⑩アインながくて保育園	11月9日(木)	
0～2歳児クラス (入園決定者のみ)	4月入園者：2月下旬から3月上旬 5月以降入園者：入園の約1か月前 詳細は、結果通知に同封する各園の案内をご確認ください。		各保育園

5 入園調整

11ページの長久手市保育所入所選考基準指数表により、クラス年齢ごとに合計指数の高い順に入園を決定します。合計指数が同じ場合は基本指数の高い方を優先し、基本指数も同じ場合は抽選番号の小さい方を優先します。

令和5年11月1日(水)までに、順次、当初申込の方全員に、指数と不備内容(不備がある方のみ)を記入した「保育園入園申込チェックシート」を子ども未来課から各ご家庭へ郵送します。指数の変更や不備がある場合は、郵送又は市役所子ども未来課窓口専用ポストに投函してください。令和5年11月20日(月)までに揃っている書類で初回の審査を行います(締切日当日の消印有効)。

11月1日(水)から1週間が経過してもチェックシートが届かない場合は、書類の受付ができていない恐れがありますので、お問い合わせください。

第一希望の保育園で調整できない場合は、第二希望以降の保育園での調整又は待機となります。なお、申込書に記載された第六希望までの保育園で調整できない方のみ、1月末まで(予定)にお電話にてご連絡します。

入園調整結果及び支給認定証は、2月中旬(予定)に当初申込みの方全員に郵送します。

(1) 第二希望以降の保育園で入園決定した場合

随時申込者や新規申込者で入園が出来ていない人に案内し、その後、第一希望園への転園調整を行います。

また、例年秋頃に行う転園希望調査で、翌年度の4月から転園希望を提出することができます。

(2) 待機の場合

初回審査後の2月中旬以降、入園希望月の3か月前から入園調整を行います。入園のご案内ができる状況になりましたら、随時、お電話にてご連絡をします。

<参考> 抽選番号の決定方法

当初申込者の抽選番号については、別紙「児童世帯状況調査票」に保護者の方が記入された仮抽選番号と、公開抽選による優先番号をもとに決定します。公開抽選はエコハウス多目的室にて、11月21日（火）10時に行います（市役所職員が1～45の番号が入った抽選箱からくじ引きを1回行い、優先番号を決定します）。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の目的から、公開抽選の会場に入場できる方は先着20名までとさせていただきます。お越しいただく際は、エコハウスの駐車場は利用できませんので、市役所北側駐車場をご利用ください。優先番号は11月21日（火）17時以降に市ホームページにて公開します。

上記により決定した優先順位をもとに入園調整を行います。

例 公開抽選により決定した優先番号が「5」の場合の抽選番号

仮抽選番号（保護者が記入した番号） 5, 6, 7, 8, 9, 10・・・45, 1, 2, 3, 4
抽選番号 優先順位 高←1, 2, 3, 4, 5, 6・・・41, 42, 43, 44, 45→低

Aさん	抽選番号1 (仮)	5	抽選番号2 (仮)	4	➡	抽選番号1	1	抽選番号2	45
Bさん	抽選番号1 (仮)	5	抽選番号2 (仮)	6	➡	抽選番号1	1	抽選番号2	2
Cさん	抽選番号1 (仮)	6	抽選番号2 (仮)	5	➡	抽選番号1	2	抽選番号2	1
Dさん	抽選番号1 (仮)	6	抽選番号2 (仮)	4	➡	抽選番号1	2	抽選番号2	45

4人（Aさん～Dさん）の合計指数・基本指数が同じ場合は、抽選番号1の小さい方から優先し、抽選番号1も同じ場合は、抽選番号2の小さい方を優先します。例の場合、優先順位は、Bさん>Aさん>Cさん>Dさんの順になります。

3 転園調整について

11ページの長久手市保育所入所選考基準指数表により、クラス年齢ごとに合計指数の高い順に転園を決定します。合計指数が同じ場合は基本指数の高い方を優先し、基本指数も同じ場合は抽選番号の小さい方を優先します。

調整は、令和6年度転園希望調査票を提出された在園の方、次に、当初申込みをされた方、その後、随時申込みをされた方、随時転園願を提出された等在園の方の順番で行います。

市内認可保育施設（従業員枠除く）に在園している方を対象に、毎年秋頃に翌年度の転園希望調査を行います。提出期限等の詳細は、決まり次第、各保育園を通じて園だよりや掲示板等で保護者の方へお知らせします。翌年度転園希望のある方は、用紙を提出してください。

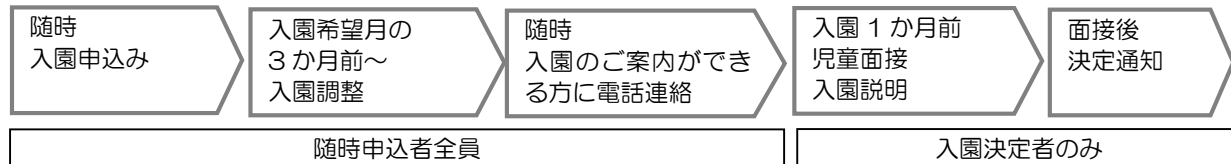
定員の都合により、希望園に転園できない場合は、引き続き現在通園している保育園に通園となります（地域型保育施設の2歳児クラスの方で希望園に転園できない場合は、空きがある園をご案内します）。転園調整結果は、2月中旬（予定）にお知らせします。

4 随時申込みについて

1 申込受付期間及び申込方法

令和6年10月以降に入園を希望される方及び当初申込受付期間（令和5年10月20日まで）を過ぎて申込みされる方は、令和5年10月23日（月）以降に市役所子ども未来課保育係窓口にて直接申込みしてください。遠方からの転入等で来庁が難しい方は、子ども未来課にご相談ください。

なお、申込締切日はありませんが、入園調整は1か月程度いただきますので、余裕をもって申込みしてください。



2 申込書類

○全員提出 ※様式は市ホームページからもダウンロード可

提出書類		必要部数	備考
①	保育所入所申込書兼児童台帳	申込児童で1部	16ページ以降の記入例をご確認ください
②	施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書	〃	
③	児童世帯状況調査票	申込世帯で1部	児童の保護者（父、母等）それぞれの書類が必要です。 2ページをご確認ください
④	「保育の必要な事由」の確認書類	申込世帯で1セット	

マイナンバー届出書及び保育園入園申込チェックシートは、随時申込みの方は不要です。

○状況により提出が必要な書類

状況	提出書類	備考
長久手市に転入予定の方	賃貸借契約書又は建築契約書等の写し （契約者名、転入先住所、賃貸開始日又は引渡日の記載があるページ）	
申込児童が出生前の方	申込児童の母子手帳の写し （表紙及び分娩予定日の記載があるページ）	
離婚調停中の方	事件係属証明書の写し	
認可外保育施設利用者で、長久手市に住民票があり、長久手市の認可保育施設の入園できる要件を満たし、月60時間以上預けている方（求職中、育児休業中の要件を除く）。	認可外通園証明書 様式は市ホームページからダウンロード可（子ども未来課窓口でも配付）	認可外保育施設通所助成金の対象となる場合があります。別冊「施設案内」をご覧ください。
障がい者（児）が同じ世帯にいる方（申込児童も含む）	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金証書等の写し	

3 入園調整

随時の入園調整は、初回審査後の2月中旬以降、入園希望月の3か月前から行います。

11ページの長久手市保育所入所選考基準指数表により、クラス年齢ごとに合計指数の高い順に入園を決定します。合計指数が同じ場合は基本指数の高い方を優先し、基本指数も同じ場合は抽選番号の小さい方を優先します。

抽選番号については、申込受付時に窓口で保護者の方が1～45の番号が入った抽選箱からくじ引きを2回行い、決定します。決定した優先順位をもとに入園調整を行い、入園のご案内ができる方には、随時、お電話にてご連絡をします。

なお、随時申込の方は、入園決定者のみ決定通知を郵送します。保育所入所保留通知書が必要な方は、必要な時期を確認いただき、2週間前には子ども未来課にご連絡ください。

5 児童の健康・成長に関わる配慮事項について

長久手市では、保育施設を利用する児童の健康・成長に関わる配慮として、以下の対応を行います。

1 ならし保育

新たに保育園等に入園する児童について、徐々に保育園等での生活に慣れていただくため、短い保育時間から保育を始める「ならし保育」を実施しています（土曜日は除く）。

就労又は就学により入園する児童を対象に、育児休業からの仕事復帰日、就労開始日、就学開始日前から、ならし保育を行うことができます。ならし保育は2週間程度を推奨しています。ただし、ならし保育を利用できるのは、4月1日以降です（年度をまたいでの利用はできません。）。

また、公営保育園については、入園式前は希望保育期間のため、4月1日入園の方も入園式以降にならし保育の利用をお願いしています。民営保育園及び地域型保育施設については、4月1日からならし保育を利用できる場合があります。（4月1日入園でなくても、入園式の出席は可能です。）

なお、利用料は入園日から発生します。

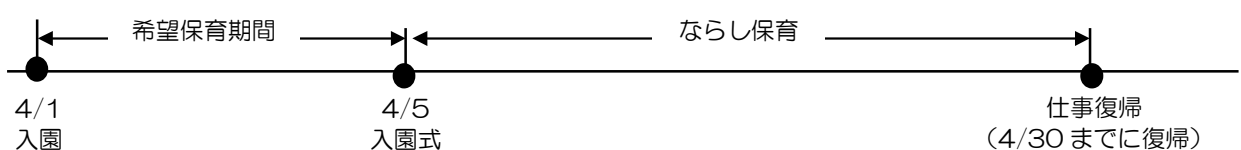
令和5年度から入園日が原則1日又は15日に変更となりました。

産休明け保育を希望する方で、入園日に不都合のある方は、子ども未来課にご相談ください。就労又は就学によりならし保育を行う方は、入園日から1か月以内に育児休業からの仕事復帰、就労開始、就学開始をしてください。

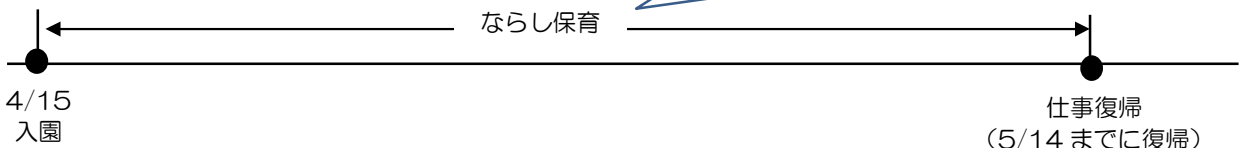
※1日入園の方・・・入園当月1日～月末までに復帰

15日入園の方・・・入園当月15日～翌月14日までに復帰

例1 4月1日入園の方



例2 4月15日入園の方



各保育園の入園式日（予定）

①上郷保育園	4月5日(金)	⑧アスクはなみずき保育園	4月6日(土)
②色金保育園		⑨アートチャイルドケア長久手保育園	4月6日(土)
③長湫東保育園		⑩アインながくて保育園	4月6日(土)
④長湫西保育園		⑪コロポックル長久手保育園	4月3日(水)
⑤長湫北保育園		⑫(仮称)てとろ北保育園	3月30日(土)
⑥長湫南保育園		⑬(仮称)ALL4KIDS ナーサリースクール長久手	4月1日(月)
⑦市が洞保育園		地域型保育施設	未定 実施しない園もあり

①～⑥は公営保育園、⑦～⑬は民営保育園です。

2 0～1 歳児の授乳・水分補給

哺乳瓶又はコップでミルクが飲めない（又は水分補給ができない）場合、児童の安全が確保できないため、お預かりができない場合があります。入園までに飲めるよう、ご家庭で準備をお願いします。

3 食物アレルギー

給食において、食物アレルギーをお持ちの方は、医師の診断書（指示書）に基づき対応します。入園決定後、対象の児童は医療機関への受診をお願いしています。

また、園では、一度も食べたことがない食材については提供を控えています。入園までに様々な食材をご家庭で食べ、「一度も食べたことがない」「入園して初めて食べる」ということがないように、食材の確認を進めておいてください。

4 障がい児保育

特別な配慮が必要な児童は、児童の身辺自立や言葉の発達の程度、他人との関わり方などを見たうえで、入園を決定します。（原則保育士1人に対し4人まで）

障がい児保育を希望される場合の入園希望園は、障がい児保育実施園から選択してください。なお、保育士の障がい児保育は3歳児クラス以上のみで実施しています。（実施園は、12ページの長久手市内保育所等一覧をご確認ください。）上記以外の保育体制が必要と判断した場合は、保育体制が整うまで入所をお待ちいただく場合があります。

6 休園日・休日保育事業について

1 休園日

日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）

※愛知淑徳職場内保育室（AS保育室）、スマイル☆キッズ及びパセリ保育室は土曜日も休園

2 休日保育事業

認可保育園及び地域型保育施設を利用している園児を対象に、保護者の就労等により、休日（日曜日や祝日）に家庭での保育が困難な児童に対して、保育園でお預かりする事業です。アスクはなみずき保育園で実施しています。別途申込みが必要となりますので、入園決定後、子ども未来課に申請してください。（R6から（仮称）てとろ北保育園においても実施予定です。）

7 保育料等について

1 保育料

0～2歳児クラス（クラスとは、年度の4月1日現在の年齢です。）の利用者負担額（以下、「保育料」という）は、入園する児童の属する世帯の状況及び入園する児童の保護者に係る市町村民税課税額の合計により算定します。公設公営、公設民営、私立保育園及び地域型保育施設いずれも同額です。14ページの令和5年度利用者負担額（保育料）基準額表を参考にしてください（令和6年度の保育料は未定です）。

3歳児クラス以上の保育料は無償となります。

2 主食費及び副食費

3歳児クラス以上は、主食費（ごはん・パン代）及び副食費（おやつ・おかず代）が必要です。主食費及び副食費は、各施設により異なります。別冊の「施設案内」をご覧ください。

なお、年収360万円未満相当世帯及び、同一世帯のうち小学校就学前のきょうだい等が保育園等に同時入園している場合の第3子以降の児童は副食費が免除されます。

3 保育料及び副食費の切り替え

市町村民税額課税額の合計に基づき、9月に保育料及び副食費を切り替えます。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税課税額に基づく 保育料等					当該年度の市町村民税課税額に基づく保育料等 (収入の申告していない場合R6.6未までに各種申告・ゼロ申告が必要)						

4 その他費用

延長保育料やその他費用は、各施設により異なります。別冊の「施設案内」をご覧ください。

8 入園申込みに関する注意事項について

入園申込みに関する注意事項です。申込み前に必ず確認してください。

	<p>保育園・地域型保育施設は、家庭の事情により、家庭で十分な保育ができない場合、保護者に代わって児童をお預かりする施設です（入園できる要件は2ページをご覧ください）。「小学校入学準備のため」等の理由で申込みはできません。</p>
<p>申込後の手続きに関すること</p>	<p>当初申込みの受付期間を過ぎて申込みされる場合は、随時申込みとなります。</p>
	<p>提出書類に変更が生じた場合、必ず子ども未来課にご相談ください。 転職、退職、その他保育の必要な事由の変更等により指数が下がる場合は、入園取消しとなる場合があります。 ※育児休業復帰予定の方が、元の勤務先に復帰せずに退職をした場合 等</p>
	<p>提出書類に事実と相違があった場合、入園取消し又は退所となる場合があります。</p>
	<p>やむを得ない事情がある場合を除き、申込時点の認定事由が入園後3か月以上継続していることが必要です。</p>
	<p>長久手市に転入予定の方は、入園日の前日までに転入してください。</p>
	<p>求職活動の方は、入園後3か月以内に就労証明書を提出してください。</p>
	<p>就労又は就学によりならし保育を行う方は、入園日（原則1日又は15日）から1か月以内に育児休業からの仕事復帰、就労開始、就学開始をしてください。 ※1日入園の方・・・入園当月1日～月末までに復帰 15日入園の方・・・入園当月15日～翌月14日までに復帰</p>
<p>提出書類の記入に関すること</p>	<p>提出書類に記入漏れはないかご確認ください。</p>
	<p>0～2歳児クラスの場合、希望園に長湫東保育園は記入できません。</p>
	<p>3～5歳児クラスの場合、希望園にコロボックル長久手保育園及び地域型保育施設は記入できません。</p>
	<p>園により開所閉所時間が異なります。保育所一覧（12ページ）や別冊施設案内等で確認の上希望園を記入してください。</p>
	<p>原則1日又は15日の入園です。 産休明け保育を希望する方で、入園日に不都合のある方は、子ども未来課にご相談ください。 また、入園日はならし保育も含んだ日にちを記入してください。</p>
	<p>「保育の必要な事由」の確認書類（就労証明書等）は、児童の保護者（父、母等）それぞれが必要です。</p>
	<p>「保育の必要な事由」が家庭外労働・家庭内労働の方で、自営業の方・正社員以外で社会保険に加入（予定）の被保険者、派遣会社の方は、就労証明書の他に添付書類が必要です（2ページ注意事項参照）。</p>
<p>保険証の写しを添付する方は、必要部分にマスクング（黒ぬり等）をしてください（2ページ参照）。</p>	
<p>申込書類は、一度受理すると返却できません。必要な方はあらかじめ写しをお取りください。</p>	
<p>当初申込みの方</p>	<p>郵送の方は、あて先は正しく記入してあるかご確認ください（3ページ参照）。</p>
	<p>当初申込の方全員に、指数と不備内容を記入した「保育園入園チェックシート」を各ご家庭へ郵送します。11月1日（水）から1週間が経過してもチェックシートが届かない場合は、子ども未来課にお問合せください。</p>
	<p>当初申込の方（3ページ参照）は、令和5年11月20日（月）までに揃っている書類で初回の審査を行います。</p>

長久手市保育所入所選考基準指数表

基本指数

番号	区分	保護者の状況（児童の保育に当たれない場合）		基本指数	
1	居宅外労働	外勤・自営	正社員中心者	月140時間以上の就労を常態	10
				月100時間以上月140時間未満の就労を常態	9
				月80時間以上月100時間未満の就労を常態	8
			パート専従者他	月80時間以上の就労を常態	8
				月60時間以上月80時間未満の就労を常態	7
			農業	中心者専従者	農地50a以上、畜産又は林業
			農地30a以上50a未満	6	
			農地20a以上30a未満	5	
2	居宅内労働	在宅・自営	正社員中心者	月140時間以上の就労を常態	10
				月100時間以上月140時間未満の就労を常態	9
				月80時間以上月100時間未満の就労を常態	8
			パート専従者他	月80時間以上の就労を常態	7
				月60時間以上80時間未満の就労を常態	6
			内職	月60時間以上の就労を常態	5
3	出産	出産の前後で、休養を要するため保育できない場合		8	
4	疾病等	疾病	入院	1月以上を要する場合	10
			居宅内	1月以上の常時病臥・感染性	10
				常時安静を要する場合	8
				一般療養中	6
		障がい者	1・2級又はA判定	10	
			3級又はB判定	8	
	4級以下又はC判定	6			
5	介護	病院等付添	月80時間以上の付添	8	
		自宅療養	寝たきり者・1・2級又はA判定障がい者及び要介護度4以上の者の介護	8	
			上記以外の介護	6	
6	災害	災害の復旧にあたっている場合		10	
7	求職	雇用保険の失業給付を受給中で、求職活動のため外出を常態としている場合		5	
		雇用保険の失業給付を受給しないで、求職活動のため外出を常態としている場合		2	
8	就学	学校教育法に定める学校、職業訓練施設等に通学		8	
		上記の学校等の通信教育課程で、スクーリングがある場合		6	
9	その他	育児休業中の保育所の利用（3歳クラス以上で次年度以降の復帰日）		1	
		上記に掲げるもののほか、明らかに保育が必要と認められる場合		5	

調整指数

番号	状況	調整指数
1	母子・父子世帯またはこれらに準ずる世帯	+3
2	父又は母が愛知県外に単身赴任で居住している	+1
3	保護者の入園する要件（基本指数）が「疾病等」以外で、同居している父又は母が障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級のいずれかを取得している	+1
4	新年度長久手市の認可保育施設継続在籍児の兄弟姉妹入所	+2
5	長久手市の認可保育施設に兄弟姉妹同時申請	+1
6	申込児童を認可外保育施設等に有償で預けている	+1
7	就労予定者	-2
8	就労場所・時間日数等の変更	-1
9	父又は母が長久手市の認可保育施設及び認可外保育施設において、保育士として継続的に就労する（予定者を含む）	+1
10	保護者の育児休業取得により長久手市の認可保育施設を退所し、就労を理由として再度保育を希望する	+1
11	生活保護法適用世帯	+2
12	虐待やDVを受けている	別途判断
13	保育料を滞納している世帯	-3

【備考】

- 障がい児保育については、別に判定を行います。
- 基本指数は、同一世帯の中で最も低い指数の人で判定を行います。
- 社会保険の被保険者で、月80時間以上勤務する正社員以外の方については、正社員と同じ基本指数で判定を行います。
- 基本指数が二つの区分を満たす場合は、指数の高い方で判定を行います。
- 入所希望者の合計指数が同じ場合は、基本指数の高い方を優先し、基本指数も同じ場合には抽選番号の小さい方から優先して順位を決定します。
- 育児短時間勤務の場合は、就労契約時間の指数で選考します。
- 就労契約時間は、残業時間及び休憩時間を含まない時間を指します。
- 調整指数4及び5のいずれも満たす場合は4の指数のみを対象とします。
- 調整指数6の認可外保育施設等については、長久手市に住民票があり、長久手市の認可保育施設の入園要件を満たし、月60時間以上預けていることがわかる通園証明書等の提出がある方が対象です。（ただし、求職中、育児休業中の方を除く。）
- 調整指数8の就労場所の変更については、派遣社員で、派遣先の確保が未定の方が対象です。
- 調整指数9については、月60時間以上勤務する方（予定者を含む）が対象です。
- 当初申込みの算定基準日は、11月20日です。

基本指数	調整指数	合計	抽選番号1	抽選番号2
------	------	----	-------	-------

長久手市内保育所等一覧(令和6年4月1日現在)

各施設の詳細は、別冊の「施設案内」をご覧ください。

【保育園】

保育園名	所在地	電話 (局番0561)	開所時間 (全日)	閉所時間 (月～金曜日)	閉所時間 (土曜日)	給食	利用 定員	対象 年齢 (※1)	障がい児保育 (3歳児クラス以 上)	設置運営主体
①上郷保育園	前熊前山173番地2	62-3173	7:30から	19:00まで	18:00まで	自園 調理	232人	0～5歳	○	長久手市 (公設公営)
②色金保育園(※2)	岩作中島13番地	62-0136	7:30から	18:00まで	上郷利用	給食 センター	229人	0～5歳	○	〃
③長湫東保育園	東狭間703番地	62-0033	7:30から	18:30まで	長湫北利用	〃	134人	3～5歳	○	〃
④長湫西保育園	作田二丁目1701番地	62-1665	7:00から	19:00まで	長湫北利用	〃	236人	0～5歳	○	〃
⑤長湫北保育園	鴨田1001番地2	62-2930	7:30から	18:30まで	18:00まで	〃	266人	0～5歳	○	〃
⑥長湫南保育園	砂子1204番地	64-3733	7:30から	18:00まで	上郷利用	〃	133人	0～5歳	○	〃
⑦市が洞保育園(※3)	市が洞一丁目401番地	64-5620	7:30から	19:00まで	18:00まで	自園 調理	133人	0～5歳	○	設置:長久手市 運営:(株)ホビンスエデュケア (公設民営)
⑧アスクはなみずき保育園	仲田1609番地	64-5161	7:30から	19:00まで	18:00まで	〃	100人	0～5歳	○	(株)日本保育サービス (私立)
⑨アートチャイルドケア長久手保育園	東原山46番地101	65-0124	7:30から	19:00まで	18:00まで	〃	60人	0～5歳	○	アートチャイルドケア(株) (私立)
⑩アインながくて保育園	山桶117番地	62-4158	7:00から	19:00まで	18:00まで	〃	89人	生後57日 ～5歳	○	中央出版(株) (私立)
R6.4認可・開園予定 (仮称)てとろ北保育園	池田61-4	090-9913-3618 (R6.3末まで)	7:30から	19:30まで	19:30まで	〃	99人	0～5歳	○	(福)てとろ (私立)
R6.4認可・開園予定 (仮称)ALL4KIDS ナーサリースク ール長久手	市が洞二丁目801番地	未定	7:30から	19:00まで	18:00まで	〃	90人	0～5歳	○	(福)ウィズ (私立)
⑬コロポックル長久手保育園	坊の後1418番地	59-7677	7:30から	19:00まで	18:00まで	〃	47人	0～2歳		(有)杜森キッズワールド (私立)

(※1)対象年齢が0歳からと記載のあるものは生後6か月経過後の翌月1日から対象です。

長湫東保育園については、令和8年度末の閉園に伴い、令和6年度は3～5歳児クラスを受入れます。

(※2)医療的ケア実施園です。

(※3)市が洞保育園については、指定管理期間終了のため、令和7年度より運営事業者が変わる可能性があります。また、それに伴い、令和6年度に大規模改修工事を行います。

【地域型保育施設】(0～2歳児クラス)

<小規模保育>

こどものまち保育室ながくて	井堀208番地 エクセル川本パートⅡ	62-9990	7:30から	19:00まで	18:00まで	自園 調理	12人	生後57日 ～2歳
はな保育室はなみずき通	五合池1408番地 ボールパーク2階	61-6211	7:30から	18:30まで	18:00まで	〃	19人	生後57日 ～2歳
フィリオ長久手	菖蒲池1101番地	64-0500	7:30から	19:30まで	19:30まで	〃	19人	0～2歳
はな保育室としょかん通	桜作708番地	56-7750	7:30から	18:30まで	18:00まで	〃	19人	生後57日 ～2歳
memorytree保育室 長久手園	山野田629番地	59-7677	7:30から	19:00まで	19:00まで	〃	19人	0～2歳

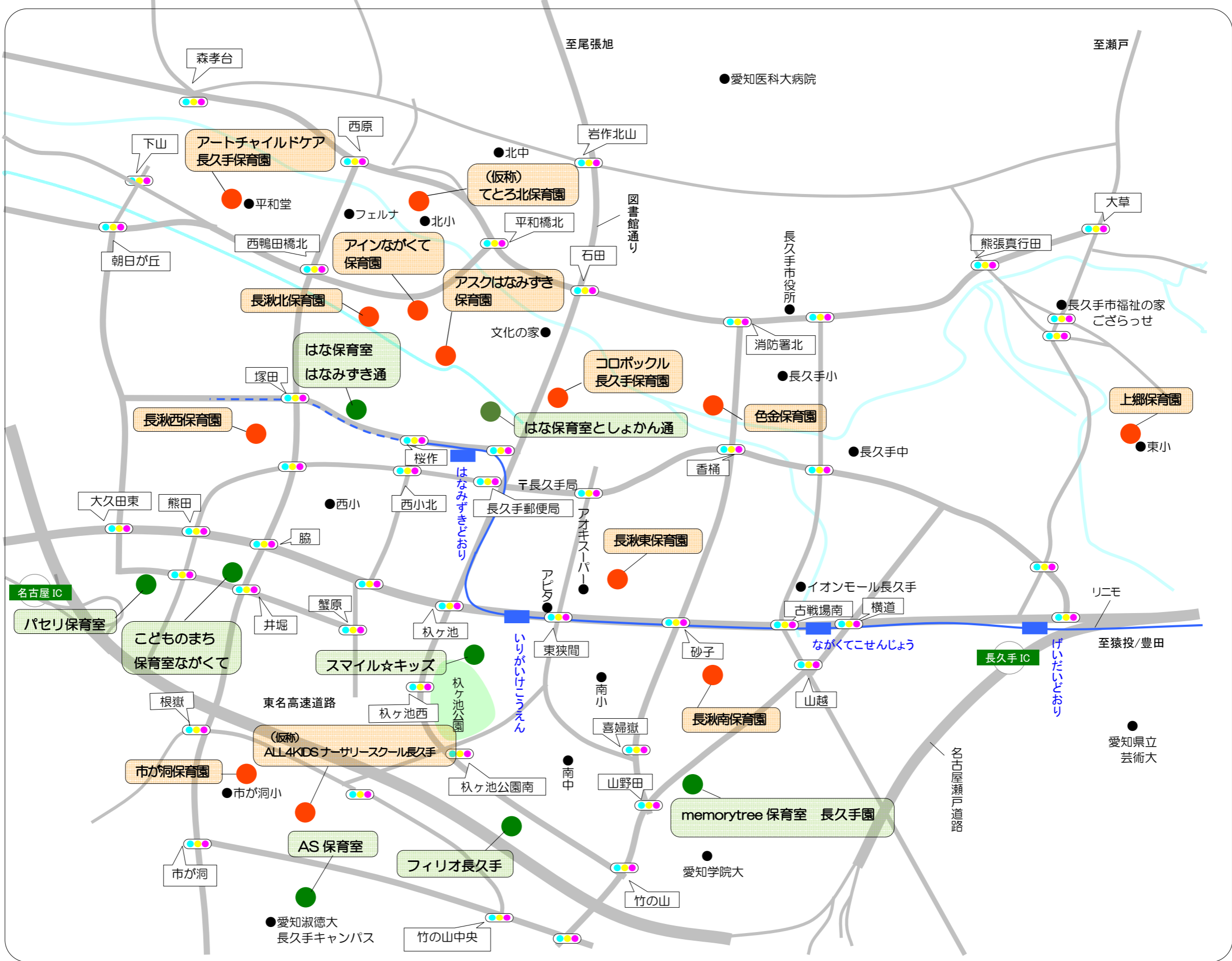
<事業所内保育>

愛知淑徳職場内保育室(AS保育室)	片平二丁目9番地	56-0020	8:00から	19:00まで	—	自園 調理	5人 (地域枠)	0～2歳
-------------------	----------	---------	--------	---------	---	----------	-------------	------

<家庭保育室>

スマイル☆キッズ	杵ヶ池1302番地 ポニーヒルC棟101	62-8123	8:00から	18:00まで	—	自園 調理	5人	0～2歳
パセリ保育室	熊田701番地 サンハイツいぼら1-D	57-5102	8:00から	18:00まで	—	〃	5人	0～2歳

長久手市 認可保育施設マップ (R5.9改訂)



令和6年度の保育料は未定です。参考として、令和5年度の保育料表を掲載します。

令和5年度 長久手市保育認定（2号・3号認定）利用者負担額（保育料）基準額表

【表1】

（単位：円）

階層区分		月額保育料							
		3号（3歳未満児）		2号（3歳児）		2号（4歳児以上）			
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間		
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯			0		0		0	
B	市町村民税非課税世帯			0		0		0	
C	市町村民税均等割のみ課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯）			7,000		0		0	
D 1	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 額	48,600円未満		10,000	9,800	0	0	0	0
D 2		D 2 a 48,600円以上 57,700円未満		13,000	12,700	0	0	0	0
		D 2 b 57,700円以上 58,000円未満		13,000	12,700	0	0	0	0
D 3		58,000円以上 69,000円未満		16,000	15,700	0	0	0	0
D 4		D 4 a 69,000円以上 77,101円未満		22,000	21,600	0	0	0	0
		D 4 b 77,101円以上 85,000円未満		22,000	21,600	0	0	0	0
D 5		85,000円以上 101,000円未満		28,000	27,500	0	0	0	0
D 6		101,000円以上 120,000円未満		34,000	33,400	0	0	0	0
D 7		120,000円以上 138,000円未満		39,000	38,300	0	0	0	0
D 8		138,000円以上 169,000円未満		44,000	43,200	0	0	0	0
D 9		169,000円以上 230,100円未満		49,500	48,600	0	0	0	0
D 10	230,100円以上 397,000円未満		52,500	51,600	0	0	0	0	
D 11	397,000円以上		55,000	54,000	0	0	0	0	

備考

- この基準額表にいう年齢は、年度当初において達している年齢とする。（年度途中で年齢区分の変更は行わない。）
- この表の階層区分の認定は、4月から8月までは前年度の市町村民税課税額で、9月から翌3月までは当該年度の市町村民税課税額で行う。
- 市町村民税の課税額は、入所児童の属する世帯のうち、入所児童の保護者に係る課税額の合計とする。この場合、市町村民税の額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、また、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金控除、外国税額控除等を差し引く前の額とする。）をいう。
- この表のB階層に属する世帯のうち、生計を一にする負担額算定基準者でその出生が最も早いものから順に数えて第2番目以降の児童に係る保育料は、この表の規定に関わらず0円とする。
- この表のC階層からD2a階層までに属する世帯のうち、生計を一にする負担額算定基準者でその出生が最も早いものから順に数えて第2番目の児童に係る保育料は、表1に定める額に2分の1を乗じて得た額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とし、第3番目以降の児童に係る保育料は、表1にかかわらず0円とする。
- 児童の属する世帯が次に掲げる世帯（以下「ひとり親世帯等」という。）の場合で、B階層からD4a階層に属する世帯のときは、表2に掲げる額とする。
 - 「母子世帯等」 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

(2) 「在宅障害児（者）のいる世帯」 次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) 「その他の世帯」 保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

【表2】

階層区分	月額保育料					
	3号（3歳未満児）		2号（3歳児）		2号（4歳児以上）	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
B又はC	0	0	0	0	0	0
D 1	4,500	4,400	0	0	0	0
D 2 a	6,500	6,350	0	0	0	0
D 2 b	6,500	6,350	0	0	0	0
D 3	8,000	7,850	0	0	0	0
D 4 a	9,000	9,000	0	0	0	0

7 6に該当する世帯のうち、生計を一にする負担額算定基準者でその出生が最も早いものから順に数えて第2番目以降の児童に係る保育料は0円とする。

8 4から7に該当する世帯以外の世帯において、同一世帯から2人以上の児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、**企業主導型保育施設**等に入所又は児童発達支援又は医療型児童発達支援を利用している場合には、入所児童のうちその出生が最も早いものから順に数えて第2番目の児童に係る基準額は、表1に定める額に2分の1を乗じて得た額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とし、第3番目以降の児童に係る基準額は、表1にかかわらず0円とする。

9 保護者が児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）を3人以上（3歳未満児を1人以上含む場合に限る。）監護し、かつ、これらの児童と生計を同じくする場合には、表1にかかわらず、該当児童のうち、その出生の最も早いものから順に数えて第3番目以降の3歳未満児（その児童が年度の途中で満3歳に達した場合においても、その年度中は対象児童とみなす。）に係る基準額は0円とする。

10 公立保育所で延長保育を利用する児童の属する世帯に係る保育料は、基準額表及び各項の規定により算出した利用者負担額に、次の表の利用区分に応じた延長保育料を加算した額とする。ただし、基準額表のA階層の世帯に属する場合又はB階層からD1階層に属し、ひとり親世帯等に該当する場合は、延長保育料を加算しない。

利用区分	単位	延長保育料
午前7時から午前7時30分まで	1回	100
午後6時30分から午後7時まで	1回	100

11 この表における市町村民税の課税額は、教育・保育認定保護者又は当該教育・保育認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、特定教育・保育施設等の利用者負担上限に係る市町村民税所得割を算定するものとする。なお、算定に当たっては市町村民税所得割に8分の6を乗じた額をもとに利用者負担を決定する。

保育所入所申込書兼児童台帳 記入例

提出日を記入してください。

マンション等の場合、室番まで詳しく記入してください。

申込児童が出生前の場合、氏名は名字のみ、生年月日は分娩予定日を記入してください(性別は判別している場合のみ記入)。

申込時に長久手市に未転入の場合は、備考に現住所を記入してください。

第6希望まで記載がない場合は、記載された園のみで入園調整を行います。

入園希望日(ならし保育期間を含む)を記入してください。
※原則1日又は15日の入園です。
※産休明け保育を希望する方で、入園日に不都合のある方は、子ども未来課にご相談ください。
※ならし保育については、8ページをご確認ください。

2ページにある『入園できる要件』を確認し、児童の保育ができない理由を具体的に記入し、1～10までの該当する基準番号を()内に父親・母親の順に記入してください。

同居人及び園児と生計を同一にしている者全員を記入。その児童に対して父母、兄弟姉妹、祖父の順に記入してください。
また、父母が単身赴任等で児童とは別の場所に住民票がある場合は、備考欄に住所を記載してください。

申込書は、保護者が事実に基づいて正確に記入してください。
提出書類に事実と相違があった場合、たとえ保育所入所承諾後でも入所承諾を取り消すことがあります。

様式第1号(第2条関係)

受付欄

整理台帳 台号

保育所入所申込書兼児童台帳

長久手市長 殿 令和5年9月25日

(〒480-0000)

保護者住所 長久手市〇〇18-1 〇〇住宅A-3

保護者氏名 山田 光太郎

(世帯主氏名 山田鶴太郎) 電話 〇〇-〇〇〇〇

保育所への入所につき次のとおり申込みます。

入所児童	氏名	生年月日	性別	備考
(ふりがな)	やまだ じろう 山田 次郎	平 令和2年5月5日生	男	〇〇市〇〇1-1
第1希望する保育所	〇〇〇 保育園	第4希望	〇〇〇 保育園	
第2希望する保育所	〇〇〇 保育園	第5希望	〇〇〇 保育園	
第3希望する保育所	〇〇〇 保育園	第6希望	〇〇〇 保育園	

保育の実施を希望する期間 令和6年4月 1日から 小学校就学前まで

保育の実施を必要とする理由 両親等：(1)(1)

入所児童の世帯員

区分	氏名	入所児童との続柄	生年月日	性別	職業(勤務先)	課税の有無	備考
1	やまだ こうたろう 山田 光太郎	父	S63-6-6	男	運転手 〇〇運輸	有・無	
2	やまだ はなこ 山田 花子	母	S64-3-3	女	会社員 〇〇機	有・無	
3	やまだ たろう 山田 太郎	兄	H31-2-2	男	園児 〇〇保育園	有・無	
4	やまだ つるたろう 山田 鶴太郎	祖父	S35-8-8	男	大学教授 〇〇大学	有・無	
5	やまだ しずこ 山田 静子	祖母	S36-7-7	女	店員 〇〇菓子店	有・無	
6			・	男・女		有・無	
7			・	男・女		有・無	

生活保護の状況 適用なし 適用あり

保育の実施の要否 要・否 (理由)

自 年 月 日 至 年 月 日

入所保育所 保育園

年 月 日 承諾 保育の実施解除の年月日 年 月 日 解除理由

○ 保護者の住所、氏名の欄と太枠の中のみ記入してください。
○ 字は、楷書ではっきりと書いてください。

※必要な添付書類と併せて提出してください。
就労証明書はあらかじめ2枚同封してありますが、不足する場合は、市ホームページからダウンロードいただくか、市役所子ども未来課又は保育園へ取りに来てください。

記入例 (当初申込者のみ提出) 保育園入園申込チェックシート

申込児童氏名(生年月日)①	申込児童氏名(生年月日)②
山田 次郎 (H・R)2.5.5	山田 (H・R)5.12.12

申込児童が出生前の場合、氏名は名字のみ、生年月日は分娩予定日を記入してください。

○全員提出

書類名	部数・対象者	チェック
保育所入所申込書兼児童台帳	申込児童で1枚	<input checked="" type="checkbox"/>
施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書	〃	<input checked="" type="checkbox"/>
児童世帯状況調査票	申込世帯で1枚	<input checked="" type="checkbox"/>
「保育の必要な事由」の確認書類	申込世帯で1セット	下表参照
マイナンバー届出書	申込世帯で1枚	<input checked="" type="checkbox"/>
番号確認書類	個人番号カード又は通知カード等の写し	世帯全員 <input checked="" type="checkbox"/>
本人確認書類	個人番号カード又は運転免許証等の写し	申請者(父又は母) <input checked="" type="checkbox"/>
保育園入園申込チェックシート(本紙)	申込世帯で1セット	<input checked="" type="checkbox"/>

○「保育の必要な事由」の確認書類 ※児童の保護者(父、母等)それぞれの書類が必要です。

入園要件	書類名	父	母
就労	正社員等	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	自営	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
出産	母子手帳の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
疾病	診断書又は手帳の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
介護	対象者の診断書又は手帳の写し及びタイムスケジュール	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
災害	り災証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
求職活動	雇用保険の失業給付受給中の証明書の写し等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
就学	在学証明書及びカリキュラム	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

○状況により提出が必要な書類

区分	書類名	チェック
長久手市に転入予定の方	賃貸借契約書又は建築契約書等の写し	<input type="checkbox"/>
申込児童が出生前の方	母子手帳の写し	<input checked="" type="checkbox"/>
離婚調停中の方	事件係属証明書の写し	<input type="checkbox"/>
認可外保育施設に通園している方	認可外通園証明書の写し	<input type="checkbox"/>
障がい者(児)と同居している方(申込児童も含む)	手帳、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金証書等の写し	<input type="checkbox"/>

市役所確認欄 (保護者記入不要です)

記入不要

記入不要

記入例

児童世帯状況調査票

記入日 R.5.9.25

申込児童氏名	性別	生年月日	第一希望園
山田 次郎	男・女	H. R. 2. 5. 5	000 保育園
山田	男・女	H. R. 5. 12. 12	000 保育園
			保育園

1 連絡先について

申込児童が出生前の場合は、氏名は名字のみ、生年月日は分娩予定日を記入してください（性別は判明している場合のみ記入）。

中連絡がとれる電話番号を記入してください。

① 000 山田 花子 続柄： 母)

② 000 - 0000 - 0000 (保護者氏名： 山田 光太郎 続柄： 父)

2 現在の保育状況について（複数回答可、申込児童が出生前の場合は回答不要です）

自宅で父母が保育又は親族等が保育（続柄：)

職場に同伴（ 父 母 祖父 祖母 その他（)

幼稚園利用（施設名：)

認可園利用（施設名：)

認可外保育施設利用（施設名：)

一時保育又はその他託児施設利用

「生育歴」、「心身の状況」の欄は、保育するうえで特に大切な資料です。正しく記入してください。生後間もない等で不明な項目がある場合は、空欄としてください。

3 申込児童の生育歴及び心身の状況について（申込児童が出生前の場合は回答不要です）

児童氏名	山田 次郎		
妊娠中の状況（異常）	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有（内容：)	<input type="checkbox"/> 有（内容：)
出産時の状況	<input type="checkbox"/> 安産 <input checked="" type="checkbox"/> 難産（ 鉗子分娩 ）	<input type="checkbox"/> 安産 <input type="checkbox"/> 難産（)	<input type="checkbox"/> 安産 <input type="checkbox"/> 難産（)
状況	<input type="checkbox"/> 早産（ か月） <input type="checkbox"/> 未熟	<input type="checkbox"/> 早産（ か月） <input type="checkbox"/> 未熟	<input type="checkbox"/> 早産（ か月） <input type="checkbox"/> 未熟
出産時体重	3. 200 g	g	g
哺乳	<input checked="" type="checkbox"/> 母乳 <input type="checkbox"/> 人工 <input type="checkbox"/> 混合	<input type="checkbox"/> 母乳 <input type="checkbox"/> 人工 <input type="checkbox"/> 混合	<input type="checkbox"/> 母乳 <input type="checkbox"/> 人工 <input type="checkbox"/> 混合
健診時の指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 受診していない	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 受診していない	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 受診していない
病歴※	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有（病名：)	<input type="checkbox"/> 有（病名：)
ヒキツケ	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有（直近日： R5.9.1 ）	<input type="checkbox"/> 有（直近日：)	<input type="checkbox"/> 有（直近日：)
アレルギー	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有（内容： 卵、乳 ）	<input type="checkbox"/> 有（内容：)	<input type="checkbox"/> 有（内容：)
その他気になること	ことばがゆっくり		

異常「有」なら、異常の名称を記入。

難産の場合は鉗子分娩等の内容を記入してください。

ヒキツケは特に心配なため、ヒキツケがあった場合は、直近日を記入してください。

※病歴には、おたふくかぜ、はしか、みずぼうそうなど流行性の病歴を記入してください。

4 きょうだいについて

(1) 申込児童以外の就学前きょうだいについて 有（以下回答してください） 無（2)に進んでください）

氏名	続柄	生年月日	保育・就園状況
山田 太郎	兄	H31. 2. 2	00保育園に在園・未申込（ <input type="checkbox"/> 職場同伴 <input type="checkbox"/> 育休 <input type="checkbox"/> その他）
			に在園・未申込（ <input type="checkbox"/> 職場同伴 <input type="checkbox"/> 育休 <input type="checkbox"/> その他）

（裏面に続く）

(2) きょうだい同時申込について 有（以下回答してください） 無（5に進んでください）

※入園調整において、第一希望の園にきょうだいと同時に入園することができない場合の参考としますので、希望を記入してください。

A・B いずれかにチェック（）してください

A 同じ園の入園のみ希望する。 → 同じ園に空きがない場合は、申込児童全員が待機となります。

B 別の園でも入園を希望する。（①②も回答してください）

① きょうだいとも入園が内定した場合（いずれかにチェック（）してください）

希望順位が下がっても、きょうだいと同園となる園への入園を希望する。（同園優先）

きょうだい個別でも、希望順位どおりの園への入園を希望する。（希望順位優先）

② きょうだいのいずれかが内定した場合（いずれかにチェック（）してください）

いずれが内定しても希望する。 → 内定児童以外は待機となります。

【児童名：] が内定した場合のみ希望する。 → その児童以外は待機となります。

入園を希望しない。 → 申込児童全員が待機となります。

5 入園調整について（いずれかにチェック（）してください）

入所申込書に記載した園のみ入園を希望する。 → 申込書記載園に空きがない場合は待機となります。

入所申込書に記載した園に空きがない場合、空きがある園の案内を希望する（※申込書の第1～第6希望まで全て記入が必要です）。

全園希望 地域型を除く園希望

6 入園調整の優先順位について（当初申込者のみ記入してください）

「6 入園調整の優先順位について」は、当初申込者のみ記入してください。下枠に1～45の数字の中から異なる数字を2つ記入して、抽選番号については、記入された仮抽選番号と公開抽選による抽選番号をもとに決定します。入園調整の優先順位の詳細については、入園案内の6ページをご覧ください。

抽選番号1 **5** (仮)

抽選番号2 **4** (仮)

7 世帯の状況について（該当者のみチェック（）してください）

(1)-1 申込児童について 申込時点で出生していない 出産予定日 令和 5 年 12 月 12 日

(1)-2 申込時点で未転入

(1)-3 育児休業取得により長久手市の認可保育施設を退所し、就労を理由として再度保育を希望する

(1)-4 (育児休業中で3歳以上申込の方) 令和6年度中に育児休業から復帰する。

(2)-1 保護者の状況について 母子父子世帯又はこれらに準ずる世帯に該当する

(2)-2 父又は母が愛知県外に単身赴任している

【保護者確認欄】 下記にチェック（）し、記入者が自筆で署名してください。

- 申込児童及び世帯に関する現況及び希望について、誤りはありません。
- 調査票の内容は、入園調整（審査）、面接及び待機児童調査の参考資料となります。
- 内容変更がある場合は連絡が必要です。申し出の時期により入園調整に反映できない場合があります。
- 育児休業延長のための申込ではありません。

記入者署名欄 **山田 花子** 申込児童との続柄：父・母・祖父・祖母・他（)

13 よくあるご質問

Q 年度の途中で誕生日を迎えます。クラス年齢は変更になりますか。

A 4月1日時点の年齢でクラスが決定します。年度の途中で誕生日を迎えても、クラスは変わりません。

Q どのくらいの時間、子どもを預けることができますか。

A 就労等の時間+通勤・送迎時間+20分程度で、保育時間が決定します。なお、開園している時間を超えての保育はできません。

Q 職場が、長久手市にあります。保育園の申込みはできますか。

A 本市に住民票がある、又は、本市へ転入予定でないとお申込みできません。転入予定の方は、賃貸借契約書又は建築契約書等の写しの提出が必要です。

Q 育児休業中でも保育園の利用はできますか。

A 0~2歳児クラスは入園の要件を満たさないため、利用できません。3歳児クラス以上は、集団保育の必要性などから、育児休業中でも利用は可能です。

Q 当初申込みでは、4月入園希望の方が優先されますか。

A 当初申込みの方であれば、入園希望月により優先度が変わるということはありません。

Q 育児短時間勤務の予定ですが、その勤務時間で指数は決まるのですか。

A 育児短時間勤務の時間ではなく、就労契約時間で決まります。

Q 近隣もしくは同居の祖父母がいる場合、指数は減点されますか。

A 減点はしません。

Q 保育園に入園できなかった場合、毎月申込みをする必要がありますか。

A 未入所の方は、年度毎のお申込みが必要ですが、毎月の申込みは必要ありません。

Q 入園申込を取り下げ・入園辞退したいのですが、手続はありますか？

A 申込を取り下げる、市外へ転出するという場合は、保育所入所申込取下書を提出してください。入園辞退の場合は、入所辞退届を提出いただく必要があります。

Q 入所保留通知書はどのように発行されますか？

A 電話で申請子どもの氏名・生年月日をお伝えください。発行時点で住民票があり、入所申込から変わらず保育要件があること、入所調整の結果、入所ができないことが条件となります。発行の御依頼から2週間程度で保育所入所申込兼児童台帳の写しと併せてご自宅に郵送いたします。

Q 育児休業復帰日が変更になり、入園希望日を変更したいのですが、可能ですか。

A 保育園との調整になりますので、速やかに保育園または子ども未来課保育係へご相談ください。なお、育児休業期間が変更の場合、育児休業期間の証明書を提出いただく場合があります。

Q 仕事が休みの時は、子どもは保育園を休ませないといけないのですか。

A 平日は保育園に通っていただけますが、保育短時間の時間内での送迎をしてください。

Q 保育時間を変更したいのですが、どのようにしたらよいですか。

A 保育時間により、支給認定の変更が生じる場合、年度途中での、支給認定の変更はお受けできない場合があります。そのため、支給認定が変わる場合は、在籍園にご確認の上、支給認定変更申請書及び、根拠となる書類（就労証明書等）の提出が必要です。それらをもって、保育時間や、必要であれば支給認定を変更します。

Q 市外へ転出した場合、いつまで今の保育園に通えますか。

A 市外へ転出した月の月末まで通うことができます。その場合、退所届を提出してください。なお、転出先の認可保育施設等と二重在籍はできません。